

労働法の基礎講座

第7回



厚生労働省労働基準局 広報キャラクター「たしかめたん」

【賃金】最低賃金

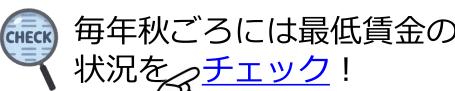
都道府県ごとに定められる最低賃金を下回る賃金での契約・支払いはできません。

最低賃金未満の労働契約は、たとえ労働者が同意していたとしても無効となり、最低賃金で契約したものとみなされます。

長崎県最低賃金(令和6年10月12日~)

1時間あたり 953円

※都道府県ごとに設定されています。



(タップ)



■ 最低賃金額以上かどうかの確認方法例

賃金に<mark>月給部分</mark>がある場合、基礎となる賃金を計算し、1時間 あたりの額に換算して最低賃金額と比較します。

基本給 170,000円

職務手当 10,000円

通勤手当 25,000円

住居手当 10,400円

残業手当 15,000円

1か月の平均所定労働時間 170時間

(1日8時間×年間所定労働日数255日÷12か月)

【基礎となる賃金】

170,000円 + 10,000円 + 10,400円 =190,400円

※賞与、精皆勤手当、残業手当、通勤手当、家族手当などは 基礎となる賃金から除外します。

【1時間あたり換算額】

190,400円÷170時間 = **1,120円**

他県に労働者を派遣する場合

派遣先の最低賃金が適用されます

長崎県

派遣福岡県

詳しくは長崎労働局賃金室(Tel:095-801-0033)へお問い合わせ下さい